

**令和4年度 酒井家庄内入部 400 年記念
みんなでつなぐ活動支援事業
実施要項**

(趣旨)

第1条 酒井家庄内入部 400 年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、この要項の定めるところにより、酒井家庄内入部 400 年を記念して実施する地域の歴史文化を学びにつながる活動を支援する。

(対象者)

第2条 対象者は次のすべてに該当するグループ・団体とする。

- (1) 5人以上で構成され、過半数が鶴岡市内に住所を有する者であること
- (2) 適切な会計処理が行われていること

(対象活動)

第3条 対象活動は、鶴岡市内に拠点を置いて、酒井家庄内入部 400 年を記念して実施する、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の歴史や文化の学びにつながる活動
- (2) その他実行委員会が認める活動

(対象経費と支援金)

第4条 対象経費と支援金は、次の2部門で定める。

(1) グループ活動部門

新規性のある活動にかかる経費、または既存活動を拡充して特別な取り組みを行うための経費(既存活動にかかる経費相当額は除く)の合計額の3分の2以内の額(千円未満切り捨て)、上限10万円

(2) 集客イベント部門

参加人数 800 人以上の新規性のあるイベント開催にかかる経費の合計額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)、上限20万円

(対象外経費)

第5条 対象外経費は、以下に定めるものとする。なお、これらのほか、支援申請の内容を審査する中で、申請経費を対象外と判断する場合がある。

- (1) グループ・団体の維持経費・経常経費および人件費
- (2) 会議時の茶等を除く、関係者との懇談にかかる飲食などの食糧費
- (3) 公共交通機関を使用しない場合の車両借り上げ料やガソリン代など
- (4) 備品購入費(グループ・団体の財産として残るもの)、備品購入を前提としたリース料
- (5) 領収証がない用途が不明な経費
- (6) 国、県又は市の補助事業等の対象となる経費
- (7) 前6号に掲げるもののほか、実行委員会が適切でないと認める経費

(対象事業期間)

第6条 支援の対象となる事業期間は、令和4年4月1日から令和5年2月26日までの中で任意の期間とする。

(支援申請)

第7条 支援を受けようとする者は、実行委員会が令和4年5月20日(金)まで、次に掲げる書類を実行委員会に提出する。

- (1) 支援申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体構成員名簿(様式第4号)
- (5) その他実行委員会が必要と認める書類

(支援の決定と通知)

第8条 実行委員会は、支援申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行う。当該申請に係る事業を支援することを決定したときは、支援通知書(様式第6号)により、しないときは選外通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知する。

(支援の条件)

第9条 実行委員会は、支援を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(対象事業の変更、中止)

第10条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 支援対象事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更しようとする場合(軽微な変更〈支援対象経費の合計額の2割以内の増減〉を除く。)
- (2) 支援対象事業を中止する場合

(実績報告)

第11条 支援対象者は、支援対象事業が完了した場合は、支援対象事業の成果を記載した支援対象事業実績報告書と収支計算書、領収書の写し及び実行委員会が必要とする書類を添付して実行委員会に報告しなければならない。

(支援金の額の確定)

第12条 実行委員会は、支援対象事業の完了又は係る支援対象事業の成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査により、適正と認めるときは、支援金の額を確定し、当該支援対象者に支援金確定通知書により通知するものとする。

(支援の取消し)

第13条 実行委員会は、支援対象者がこの要項に違反した場合は、支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第14条 実行委員会は、支援金を取り消した場合、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員会は、支援対象者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備)

第15条 支援対象者は、支援対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出の内容を証する書類を整理保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。